

技能検定受検手数料

本項及び P5 面フローチャートを参考に受検手数料をご確認いただき、過不足なく納付してください。

1 受検手数料の標準額

受検手数料の標準額は下記のとおりです。(※消費税非課税)

なお、下記「2 減額措置の対象となる者」に該当する者は実技受検手数料の減額が適用されます。

等級	実技・学科とも受検	実技のみ受検	学科のみ受検
全等級	21,300 円	18,200 円	3,100 円

2 減額措置の対象となる者

ア. 学生等に対する実技受検手数料の減額措置

- ・3 級の実技試験を受検する学生等について実技受検手数料が6,100円減額されます。
※フローチャート内「学割」
※「学生等」とは以下のいずれかに該当する者を指します。
 - ・公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者
 - ・職業訓練施設において認定職業訓練を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
 - ・職業能力開発総合大学校に在学する者
 - ・学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等に在学する者

イ. 若年者に対する実技受検手数料の減免措置

- (1) 3 級の実技試験を受検する者で、下記の要件①②③を全て満たす者について
実技受検手数料が9,000 円減額されます。
※フローチャート内「減額(在職)」
- (2) 3 級の実技試験を受検する者で、(1)に該当せず、下記の要件①②を全て満たす者について
実技受検手数料が4,500円減額されます。
※ フローチャート内「減額(若年)」

【イ. 若年者に対する実技受検手数料の減額措置の適用要件】

- ①23歳未満の者(令和7年4月1日時点)
- ②出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
- ③在職者(受検申請日において、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である者)

注)・減額対象者の該当・非該当については、原則、受検申請書の記載内容により確認します。記載内容による確認が困難な場合は、お電話による確認及び関係書類(在学証明書、雇用保険/保険者証の写し等)の提出を求める場合があります。
・アとイ(2)を同時に満たす場合は両方の減額が適用され、10,600 円の減額を受けることができます。
・外国人技能実習制度にかかる試験は対象となりません。

技能五輪福岡県大会参加手数料

1 参加手数料の額

受検手数料は下記のとおりです。(※消費税非課税)

競技職種	参加手数料
全て	18,200 円